

補正予算第一号は委員会審査報告とあり、不決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四議案第四十一号市道路線の認定について議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長より報告願います。

（建設委員長 高波 忠君 登壇）

○建設委員長（高波 忠君） 指名がありしましたので審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）別添参照
本案審査について補足説明をいたします。

当委員会では本案の審査に先立ちまして、現地視察を行ない審査に入りました。担当課長より本市道路線の認定は平和橋の案附による延長二十六、三メートル、このうち橋の部分が十二メートル、西武線拝島駅側のとり付け道路、内員が広い所で十二メートル、橋のとり付け部分が四メートル

あり橋を含めて総面積百五十三平方メートルを市道路線として認定しようとするものである。——との説明があり、慎重に協議のうえ原案を認定すべきものと決定した次であります。何とぞ審査のうえ認定くださるようお願いいたします。報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上、委員長の審査報告は終了しました。こいより委員長報告に対する質疑を行いません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上、質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号については討論を省略し、委員会報告とあり不決なことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀

雄君のう所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員
会審査報告とおり不決したい旨の動議が提出され、したが
本動議のとおり決することにより異議ありとせんか、
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。 よって議案第四十
一号市道路線の認定については委員会審査報告とおり不決
されすした。

○議長（末次性男君） 日程第五請願第四号雨水の排水処理に関
する請願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、
委員長から報告願います。

（建設委員長 高波忠君 登壇）

○建設委員長（高波忠君） 指名がありましたので報告いたし
ます。

（請願審査報告書朗読）別添参照

なお本請願審査について補足説明を申しあげます。

本請願審査に先立ち現地の視察を行ない審査に入りました。
委員からこの側溝は降雨のたぐいにより地域住民に呼出
され、この対策に苦慮してきたが、この根本対策は基地排水
が円通しない限り困難と思うがどうか、——との発言があり、
担当課長より、福生駅東によりはじまり青梅線東側の雨水が
全部集中する地形であり、応急措置としては牛浜まで側
溝をのぼすことと考えられるが、雨量が多いので無理であるの
で基地排水に入れる以外にないと思う。基地排水工事の完了
部分の志茂大下水のふたかけ工事が来月ぐらいいくは完成する
のかもしれない緩和されると思う。集水豪雨の場合は基地排水
のマニホールに落ちる計画で築造の際そのように施工してあるの
でそのようにしたい。万一下水の下流でふき出る場合は事前にそ
の措置をとる。ソレにしろも四十七年度の工事を玉川上水の下
をぬくことにしこの問題を解決したい。又産業廃水と臭気
についてはアサノセメントの洗水、ハム工場の排水、ための排水

か臭気といふんあると思う。

これに対し各委員より、夏に向い市民から苦情の出ないうちに浄化槽等完全なものとしてたしかめるよう工場視察を担当課においてお願いする。又基地排水の下流部分の工事を早期に実施願いたい。——との発言があり、委員会といたしました。では本請願を採択すべきものと決定した次でありす。ようしく慎重に審議のうえに採択くださるようお願いいたします。まして報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上を委員長の審査報告は終了しました。

こより委員長報告に対する傾疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上を傾疑を終ります。

おはかりいたします。請願才四号に対する委員会報告には採択と決定であります。本件は委員会報告により決することにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって請願才四号は委員会報告により採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後十時四十七分 休憩

午後十一時 十四分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程才六請願才五号老人クラブ運営費補助に関する請願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(厚生委員長 岩田 博君 登壇)

○厚生委員長(岩田 博君) 指名によりまして審査報告を申しあげます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

請願才五号について補足して説明を申しあげます。

この願意である老人クラブ連合会の補助については、三多
広各市の状況は今定例会の補正予算により都補助金の単
位クラブの補助については同額の支出がなされてゐるが、連合
会に對しての補助は二市で、保各市の五万円、武蔵村山市
の四万円、又社会福祉協議会を通じての助成は二十三市中
十二市で、最高は立川市の二十三万円、最低は武蔵村山市の四万円
である。当市において社会福祉協議会の老人クラブに三万円の
助成を行つてゐる。――等の説明があり、質疑において紹介
議員から請願の要主のとおり連合会は単に老人クラブより経費
を徴収して運営費にあつてゐるが、この連合会の運営費を市
においてめんどうをみてもらいたい。市内の他の団体連合会の
補助は二、三の団体連合会であるが、納税組合等若干補助し
てゐるが、老人クラブ補助におけると都の補助に對する義務負
担七百円のところ千円にして補助してゐる。当委員会とし
ても他の団体との均衡上の問題もあり慎重に取り扱うべきで

あるという質疑もござい、当委員会としては本請願を採択す
べきであるとは決定した次であります。

何とぞ慎重に審議のうえに採択くださるようお願いいたしま
して報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上を委員長長の審査報告は終了した。
こより委員長報告に對する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上を質疑を終ります。

おはかりいたします。請願才五号に對する委員会報告に
は採択と決定であります。本件は委員会報告とおり決す
ることにより異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって請願才五
号は委員会報告採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程才七陳情才三号行政区域の変更に関する

陳情書を議題といたします。
本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長(森田田村匡雄君登壇))

○総務委員長(田村匡雄君) 指名をいただきましたので、審査の報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

審議の内容について説明を申しあげます。

本陳情書は立川市の砂川地区に住む関係者十二名から福生市の行政区域の一部を立川市に編入していただくという趣旨で、才一回目は昭和四十四年九月に提出されたが、その間地方選挙等があり本件は審議未了廃案となつたわけでございますが、その後昭和四十六年六月に再度立川・福生両市議会に同趣旨の陳情が提出され、以後立川市側と交換条件等について交渉が重ねられ、又委員会において慎重に審議をしてきたわけでございますが、その経過等については機会あることに全協

等において報告申しあげてまいりましたので、この席での報告は省略させていただきますが、ソレいにいたしますし、立川市においてこの六月定例会において採択されるという確約もあり、又同義的立場から採択すべきであるという意見も出て、本委員会といたしましては二年有余にわたった本趣旨の陳情については採択すべきであるという結論に至った次第でありますので、本委員会の決定とあり採択くださるようお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終了した。こいより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情才三号に対する委員会の報告

は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性田力君) 異議なしと認めます。よって陳情オ三
号は委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(末次性田力君) 日程オ八議案オ六十号公営国民健康保険
と国民健康保険組合の格差是正に関する意見書を議題とい
たします。

事務局長として議案の朗読をいたさせます。

(島田議令事務局長朗読) 省略

○議長(末次性田力君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。十五番

岩田博君

(十五番 岩田博君登壇)

○十五番(岩田博君) ただいま議題となっております意見書につ
きまして提案理由の説明を申し上げます。

戦後の日本は、民主主義が育てられ社会保障制度が充実し、
その一つとして国民皆保険が実施されておりますが、各種各層

福生市議会



の保険には差異があり格差のはばたしいものがあります。建設
国保組合と公営国保の格差もそのいい例の一つであって、建設労
務者は過去日雇い保険の擬制的適用にありましたが、昭和四十五年
五月に廃止されたのがために国保組合を設置せざるを得なくなり
今日におよんできております。国の補助等も少なく運営も苦しく

経営に苦慮をいたしており、これが改善のため市の議令に陳情され採
択された次オであります。厚生委員会において審議されまし

て公営国保の所帯主に対する国の負担による十割給付を含め
してこの際意見書を関係政府機関に提出したいという意見の一致
をみしましたので、ここに本案を提案申しあげた次オでございます。
慎重に審議を賜り趣旨に賛同せられご不決くださるようお願
い申しあげまして提案理由の説明を終ります。

○議長(末次性田力君) 以上の提案理由の説明は終了しました。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(末次性田力君) 以上の質疑を終ります。

○十三番（森田秀雄君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第六十四号については、委員会付託及び討論を省略し、委員会報告とあり決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

おはかりいたします。

ただいま森田秀雄君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案とあり決定された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

「異議なし」と認めます。

よって議案第六十

号は原案とあり可決いたしました。

なお本件はただちに関係各大臣に対し文書を送付いたします。

○議長（末次性男君）

日程第九陳情第八号ホテル保護条例の設置に関する陳情書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をさせていただきます。

（島田謙会事務局長朗読） 省略

○議長（末次性男君） 本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

以上ご意見を終ります。

陳情第八号については総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とし詳細なる審査を願うことにいたします。

○議長（末次性男君） 日程第十閉会中の継続審査申し出について

議題といたします。

総務委員長から目下同委員会において審査中の案件について会議規則第七十条の規定により、お手もとに配付してありますとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

議事係長として朗読をさせていただきます。

（須崎議事係長朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） おはかりいたします。本件は申し出のとおり
閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか、
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって本件は申
し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一特定事件の継続調査についてを議
題といたします。

委員会の特定事件については、各常任委員会から継続調査の
要求がありましたので、お手もとに配付の特定事件継続調査
事項表のとおり閉会中の継続調査に付したいと思ひます。これに
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって本件特定事
件については閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたし
ました。

会議を閉じます。

このをもって昭和四十七年第二回福生市議会定例会を閉会い
たします。

午後十一時三十三分 閉会、閉議

署名議員

福生市議会議長 末次性男
議員 小 林 菊三
議員 小 林 才治
議員 川 窪 清一

議案審查報告書

一件 名 議案第三十三号 福生市農地課税審議会条例

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日（第二回福生市議会定例会）

三 委員會開會月日 昭和四十七年六月二十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十三日

総務委員会

委員長 田村 匡雄

福生市議會議長 末次性男 殿

福生市議会

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第三十九号

昭和四十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）（才入及び才出予算のうち、総務委員会所管分）

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十三日

総務委員会

委員長 田村 匡 雄

福生市議会議長 末次 性 男 殿